

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分類例

種別	分類	品目	代表的なごみ
事業系一般廃棄物 【搬入可】	燃やせるごみ	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理くず、茶殻 ※食品製造業 搬入不可 
		紙類	汚れた紙、汚れた段ボール、ティッシュ、紙コップ 
		木製品	棚などの木製品を解体したもの 
		木・草類	枝、丸太、角材（直径 <u>30cm</u> 以内、長さ <u>1m</u> 以内のもの）、刈草 
産業廃棄物 【搬入可】	所沢市と契約必須	紙くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴ったもの）、パルプ、紙または紙加工品の製造業、製本業および印刷加工業から排出されるもの ※PCBを塗布されたものを除く
		木くず	建設業（既存建築物・工作物の除去および撤去を除く）、木材または木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業から排出されるもの、流通用パレット ※工作物の除去に伴って生じたものを除く
		繊維くず	建設業、繊維工業から排出されるもの
産業廃棄物 【搬入不可】	燃やせるごみ以外	廃プラスチック類	プラスチック製品の全般、発泡スチロールハンガー、ケース、ラップ類、トレー、ペットボトル 化学繊維の布、ビニール袋、弁当の容器 
		金属類	金属類の全般、空き缶、一斗缶、スプレー缶、ハサミ、刃物類、アルミホイル、釘、安全ピン、クリップ 
		ガラス、陶磁器、コンクリート	ガラス類など全般 コップなどのガラス類、蛍光灯、電球、茶碗などの陶磁器、植木鉢、調味料容器（空きビン）、レンガ 
		廃油	食用油、ラードなど、潤滑油、絶縁油、鉋物油、エンジンオイル 
		汚泥	排水設備（グリストラップ）から発生する泥状のものなど 
		電池	乾電池、ボタン電池、充電電池 
		その他	事業所・店舗から出たオフィス用机、椅子 ロッカー、棚、家電製品、パソコン、プリンタ、コピー機、FAX、金庫などの金属製品、タイヤ作業服（化学繊維製品）、のぼり旗、バッグ 